

公表します 監査結果

本市の財務事務などについて、監査の結果を公表。結果報告書の写しを市役所情報公開コーナー、各支所、中央公民館、各地区公民館などで閲覧できるほか、本市ホームページにも掲載しています。
○…問い合わせは監査委員事務局 ☎890-6636へ。



児童

児童文化センター

☎224-2548

理科自由研究の相談会

期日 6月17日・7月15日(日)・8月4日(土)
対象 小3〜中3 (小4以下は保護者同伴)・30人(抽選)。6月10日(日)午前10時に公開抽選
申し込み 6月9日(土)(必着) までに往復ハガキで(1人1通)
プラネタリウムコンサート「ルートとたごえのひととき」
日時 6月23日(土)午後1時30分〜3時30分

児童館案内

児童館では楽しい催しがいっぱい
詳しくは下記へ問い合わせを



日吉 ☎233-5122
朝倉 ☎265-1955
大友 ☎251-1337
下小出 ☎233-2622
粕川 ☎285-4000

毎月の行事は、本市ホームページに掲載しています



家族で楽しめるプラネタリウム

対象 一般、50人(抽選)。6月13日(水)午後1時に公開抽選
申し込み 6月12日(火)(必着) までに往復ハガキで(1家族1通)
以上2つのイベントの申し込みは、イベント名・住所・氏名(プラネタリウムコンサートは家族全員)・学校名・学年・電話番号を明記し、〒371-0013 西片貝町五丁目7・児童文化センターへ
6月のプラネタリウム
日時 土日曜、午前11時、午後2時30分
内容 (テーマ) 天文学シリーズ「太陽になりそこなった木星(星座のお話)」アリアドネのかんむり

児童手当の申請 該当者は忘れずに

次の条件を満たす人は、児童手当を受けられます。現在受給している人は、改めて請求する必要



国保

社会保険加入者は 国保脱退手続きを

国民健康保険(国保)に加入している人が、会社などの社会保険に加入したり、被扶養者となったりしたときには、国保の脱退手続きが必要です。14日以内に本人か家族が届け出てください。

国保加入者で、本人の年収が130万円未満(60歳以上は180万円未満)であれば、家族が加入している社会保険などの被扶養者に該当する場合がありますので家族が勤務する会社などへ相談をしてください。
○:問い合わせは国保年金課 ☎890-6250へ。



年金

35歳になる人へ ねんきん定期便

国民年金または厚生年金保険に加入し、本年度35歳になる(昭和47年4月2日以降生まれ)人へ「ねんきん定期便」を誕生月の前月に送付します。これは、加入記録や納付状況などを記載した「35歳になられる方への年金加入記録のお知らせ」とそ



高齢者

の見方や公的年金制度などの内容を紹介したリーフレット。自分の年金加入状況を確認してください。なお、今後この「ねんきん定期便」送付対象者を拡大する予定です。
○:問い合わせはねんきんダイヤル ☎0570-05-1165へ。

しきしま 老人福祉センター

☎233-2121

7月の日曜開館日
期日 7月1日(日)

おおとも 老人福祉センター

☎252-3077

中村悦子歌謡ショー
日時 6月21日(木)正午〜午後1時

6月の日曜開館日
期日 6月17日(日)

巡回バスコース (早便) 本庁東コース(運便) 桂萱コース

ひろせ 老人福祉センター

☎261-0880

臨時休館のお知らせ
6月20日(水)から23日(土)まで休館します。巡回バスコースについては同館へお問い合わせください。

巡回バスコース (早便) 元総社コース(運便) 東コース

通学区域以外の小中学校 一定の条件で選択を

本市では、小中学校の通学区域以外の学校を希望する場合、定められた距離の範囲内で学校を選択することができます。対象となる新入学予定の児童生徒がいる家庭へは、6月上旬に「お知らせ」を送ります。

学校案内は市内の各小中学校・幼稚園・保育所(園)・地区公民館・市立図書館などで閲覧できます。また、学校公開や説明会も実施。学校生活の様子を見ることがもできます。
申し込み = 10月18日(木)〜31日(水)に所定の申込用紙に記入し、市役所学校教育課 (☎890-5812) へ直接

前橋 CITY INFORMATION
シティインフォメーション
木曜 午後1時28分〜4分間
金曜 午前10時16分〜4分間
FM群馬
86.3MHz

はありますが、6月29日(金)までに現況届を提出しましょう。公務員は勤務先に請求してください。なお、4月から、3歳未満の子への支給額が月額1万円に。また、3歳以上の子への支給額は、第1子・第2子は5,000円、第3子以降は1万円です。
対象 平成18年分の所得が下表の限度額未満で、小学校終了前の児童を養育している人(厚生年金に加入し、児童手当の限度額を超える人は、特例給付・小学校終了前特例給付の限

平成18年分所得限度表(本年6月分〜来年5月分まで)

扶養親族の人数	児童手当	特例給付・小学校終了前特例
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

給与と所得のみの場合は、給与所得控除後の金額。社会・生命保険料控除があるときは、所得額から8万円を差し引いた額

度額を適用)
申し込み 印鑑・養育者名義の預金通帳(郵便局を除く)・保険証を用意し、市役所児童家庭課(☎890-6277)、各支所へ直接



気軽に参加できます

介護保険施設など 食費と居住費軽減

介護保険施設や短期入所サービスを利用したときの食費や居住費(滞在費)は、保険給付対象外で利用者が負担します。ただし、市民税非課税世帯の低所得者は負担が軽減されますので、介護高齢福祉課に「負担限度額認定」の申請をしてください。なお、現在認定を受けている人には、5月下旬に更新申請書を郵送しました。7月以降も利用を希望する場合は更新手続きが必要です。
○:問い合わせは介護高齢福祉課 ☎890-6157へ。